

島根県営繕工事における資材価格等の高騰対策について

スライド制度は、島根県工事請負契約書第26条に規定されている制度です。工事の契約締結後に賃金水準や物価水準が変動し、その変動額が一定程度を越えた場合に、請負代金額の変更を請求することができます。

今回新たに、営繕工事を対象とする『資材価格高騰に対する特例措置』を実施します。

一 資材価格高騰に対する特例措置について

資材価格高騰に対する特例措置（以下「特例措置」という。）は、今般の急激な資材価格高騰によって、公共工事の積算時点における設計単価と、当初契約時点での設計単価との乖離が大きくなることから、当初契約締結後、発注者が設計単価を最新の設計単価に変更するものです。

特例措置

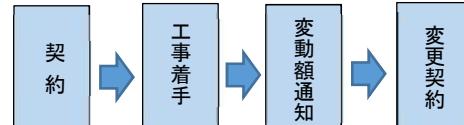
対象

- ・『複合単価』『市場単価』
- ・『島根県建設工事積算基準第15編』に掲載されている資材単価、機械賃料等
- ・『見積単価』（「別表1」に掲げる資材）

対象外

- 『見積単価』（「別表1」に掲げる資材を除く。）
※1

手続きの流れ



(別表1)

工種	適用箇所	対象材料
鉄筋	躯体	異形鉄筋等
コンクリート	躯体	普通コンクリート等
鉄骨	本体鉄骨	形鋼、鋼板等 (ボルト等含む。)
木	躯体	木材等 (接合部金物等含む。)

工事の請負金額を最新の設計単価に置き換えます！

- ・『全体スライド』や『単品スライド』、『インフレスライド』との併用も可能です。
- ・請負額の1%負担はありません。

- ・すべての営繕工事を対象とします。
- ・令和5年1月2日以降の契約締結分から特例措置の対象とし、当面の間の運用とします。
- ・特例措置に係る請負代金額の変動額については、速やかに工事打合せ簿により受注者に通知します。
- ・特例措置の変更契約は、原則として、設計図書の変更と併せて変更契約時に行うものとします。